富運整第３１号の２
平成２７年４月２０日

自動車運送事業者　各位

富山運輸支局長

特定重大事故及び特定重大事件等社会的影響の大きい事案の速報について

標記については、消費者安全法及び自動車事故報告規則等に基づき速報いただいているところですが、自動車運送事業において、旅客に死者・多数の負傷者を伴う特定重大事故や、特定重大事故に発展するおそれのある事故、バスジャック等の特定重大事件、多くの報道がなされる等の社会的影響が大きい事案が発生した際には、国土交通省として国民への情報提供、事業者等への注意喚起、再発防止策を講じるとともに、被害者対応に万全を期すため、夜間・休日等を問わず、早急に事態を認知する必要があります。

つきましては、ゴールデンウィークの多客期を前に、改めて下記事項について徹底いただくようお願いします。

記

１．特定重大事故等が発生した際には、事案の認知後、迅速に電話等により富山運輸支局又は北陸信越運輸局へ報告を行うこと。なお、この際の特定重大事故等の判断及び連絡先は別添緊急時対応マニュアル（運送事業者向け）を参考にすること。

２．夜間・休日問わず、特定重大事故等が発生した際には、迅速に第一報をなされる体制を整備し、乗務員等に周知徹底すること。

※自動車運送事業者向け緊急時対応マニュアルは北陸信越運輸局 HP に掲載されております。(http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/carinfo/jiko_sokuhou.html)
バス用・タクシー用・トラック用の各緊急時対応マニュアルの富山県版を使用して下さい。

以上